

運河ルネサンスガイドライン実施細目

制定 平成17年3月30日
16港整計第92号
最終改正 令和2年12月11日
2港整計第129号

(趣旨)

第1 運河ルネサンスガイドライン（以下「ガイドライン」という。）第9の規定に基づき、この細目を定める。

(用語)

第2 この細目で使用する用語は、ガイドラインで使用する用語の例による。

(協議会の設立)

第3 ガイドライン第2に規定する協議会の構成員は、その区域内の町会及び商店会、その区域内において事業所又は営業権を持つ法人、又はその区域内で地域の活力及び魅力の向上を目的とした活動を行う団体などとする。

2 ガイドライン第2の規定により協議会を設立するに際しては、関係区の長の意見を聞くものとする。

(協議会の登録)

第4 ガイドライン第3の規定による登録を受けようとする協議会の代表者は、運河ルネサンス地域協議会登録申請書（別記第1号様式）の正本及び副本に、次に掲げる書類を添付して、港湾局長に、協議会登録の申請をしなければならない。

- 一 規約その他の当該協議会の組織、管理運営等に関する事項を記載した書類
- 二 構成員名簿
- 三 活動計画書その他の当該協議会の活動方針等に関する事項を記載した書類
- 四 基本方針等を定める予定区域を明らかにした図面

2 登録の有効期間は、3年とする。

(登録内容の変更)

第5 登録協議会の代表者は、登録内容に変更があったときは、直ちに、登録内容の変更届出書（別記第2号様式）により、その内容を港湾局長に届け出なければならない。

(登録の更新)

第6 第4第2項の有効期間の満了後、引き続き登録を受けようとする登録協議会は、当該有効期間が満了する日の30日前までに、運河ルネサンス地域協議会登録更新申請書（別記第1号様式）により、登録の更新の申請を行わなければならない。

(登録の抹消)

第7 港湾局長は、登録協議会が次に掲げる事由のいずれかに該当するに至ったときは、当該登録協議会の登録を抹消するものとする。

- 一 解散の届出が行われたとき又は解散に該当する事実が判明したとき
- 二 偽りその他不正の手段により登録を受けたことが判明したとき
- 三 登録協議会の行っている活動が申請内容と著しく異なることが判明したとき
- 四 その他港湾局長が不適格と判断したとき

(運河ルネサンス計画の作成)

第8 ガイドライン第4に定める運河ルネサンス計画には、次に掲げる事項を記載することとする。

- 一 対象となる地区の位置、区域
- 二 運河ルネサンスの目標
- 三 運河ルネサンスを推進するための基本方針
- 四 対象区域におけるまちづくりの構想
- 五 対象区域における水域利用に関する構想
- 六 運河ルネサンスを展開するための個々の事業計画

2 運河ルネサンス計画には、次に掲げる事項を記載することができる。

- 一 対象区域におけるイベント等催事に関わること
- 二 対象区域における海岸保全施設等公共施設の整備・管理に関すること
- 三 運河等又はその周辺地域の景観に関すること
- 四 その他運河ルネサンスの目標を達成するために必要な事項

3 登録協議会は、運河ルネサンス計画を作成するときは、説明会の開催等対象区域内及び周辺に住む住民の意見を反映させるよう努めなければならない。

4 登録協議会は、運河ルネサンス計画を作成するときは、港湾局長並びに関係区の長及び関係官庁の長（以下「関係区の長等」という）の意見を聞き、その意見を尊重するものとする。

5 登録協議会は、運河ルネサンス計画を変更しようとするときは、1項から4項の規定を準用するものとする。

(運河ルネサンス計画の届出)

第9 ガイドライン第5の規定による運河ルネサンス計画の届出は、運河ルネサンス計画届出書（別記第3号様式）の正本及び副本に、次に掲げる書類を添付して提出することにより行うものとする。港湾局長は、必要に応じて、登録協議会に次に掲げる書類の提出を求めることが出来るものとする。

- 一 運河ルネサンス計画に関する当該登録協議会の合意形成の書類
- 二 住民等に対する説明状況報告書（別記第4号様式）
- 三 運河ルネサンス計画に対する関係区の長等の意見書

2 運河ルネサンス計画を変更した場合は、前項の規定を準用するものとする。

(水域占用許可申請の添付書類等)

第10 運河ルネサンス推進地区内において、登録協議会が作成する運河ルネサンス計画に基づく事業を行うための水域占用許可申請に際して、港湾局長は、必要に応じて、占用許可申請者に次に掲げる書類の提出を求めることが出来るものとする。

- 一 当該事業に対する当該推進地区内の登録協議会の意見書
- 二 住民等に対する事業説明状況報告書（別記第4号様式）
- 三 関係する水域利用者等に対する事業説明に関わる書類・意見書等
- 四 当該事業に対する関係区の長の意見書
- 五 運河ルネサンス計画に基づき設置した施設・桟橋等の事業計画、管理・運用に係る規約・マニュアル等
- 六 運河ルネサンス計画に基づき設置した施設・桟橋等の年間利用計画（水域占用許可を取得する期間に関わる利用計画）
- 七 運河ルネサンスにおける水辺の賑わい推進プログラムを実施しようとする場合は、実施計画書

(利用状況の報告)

第11 運河ルネサンス推進地区内において、登録協議会が作成する運河ルネサンス計画に基づき設置した施設等の事業者は、年度毎に集計し、次年度の4月末までに港湾整備部計画課（運河ルネサンス担当）あてに提出すること。利用実績の内容については、別途港湾整備部計画課（運河ルネサンス担当）が指示する様式に記載すること。

附 則

この細目は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

平成21年6月1日より、「運河ルネッサンス」を「運河ルネサンス」と読みかえるものとする。

附 則

この細目は、平成28年11月18日から施行する。

附 則

この細目は、令和2年12月11日から施行する。

第1号様式

運河ルネサンス地域協議会 登録
登録更新 申請書

年　月　日

東京都 港湾局長 殿

申請者 主たる事務所の所在地

名称

代表者氏名

運河ルネサンスガイドライン 実施細目第4第1項
実施細目第6 の規定により、下記のとおり
登録
登録更新 したいので申請します。

記

1 協議会の名称	(フリガナ)		
2 協議会の代表者の氏名	(フリガナ)		
3 主たる事務所の所在地	郵便番号	電話 ()	ファクシミリ ()
4 運河ルネサンスの基本方針等を定めた区域または定める予定区域			

注 申請書には次の書類を添付してください。

- 1 規約その他の当該協議会の組織、管理運営等に関する事項を記載した書類
- 2 構成員名簿
- 3 活動計画書その他の当該協議会の活動方針等に関する事項を記載した書類
- 4 運河ルネサンスの基本方針等を定める予定区域を明らかにした図面

(日本工業規格 A4 番)

第2号様式

登録内容の変更届出書

年　月　日

東京都 港湾局長 殿

届出者 登録番号

協議会の名称

代表者氏名

下記のとおり登録内容を変更したので、運河ルネサンスガイドライン実施細目第5条の規定により、届け出ます。

記

1 変更した事項 (該当するものに○を付けてください。)	1 協議会の名称 2 代表者の氏名 3 主たる事務所の所在地 4 運河ルネサンスの基本方針等を定める予定区域 5 規約その他の当該協議会の組織、管理運営等に関する事項 6 構成員 7 当該協議会の活動方針等に関する事項
2 変更の内容 (1の変更した事項が2の場合は記入不要)	旧
	新
3 変更の理由	
4 変更年月日	

注 変更した事項に応じて、次に掲げる書類を添付してください。

- (1) 規約その他の当該協議会の組織、管理運営等に関する事項を記載した書類
- (2) 構成員名簿
- (3) 活動計画書その他の当該協議会の活動方針等に関する事項を記載した書類
- (4) 運河ルネサンスの基本方針等を定める予定区域を明らかにした図面

第3号様式

運河ルネサンス計画届出書

年 月 日

東京都 港湾局長 殿

申請者 主たる事務所の所在地

協議会の名称

代表者の氏名

運河ルネサンスガイドライン第5及び同実施細則第9の規定により、運河ルネサンス計画を添えて届出ます。

記

1 運河ルネサンス実施の位置・区域			
2 基本計画の記載内容			
3 関係区の担当部署 (担当者氏名)	区	課	係
	TEL	FAX	
4 変更の届出の場合は変更の内容等 (該当する場合のみ記入してください。)	(1) 変更の内容 旧 新 (2) 変更の理由		

※東京都受付欄

注 1 ※のある欄は、記入しないでください。

2 次の書類を添付してください。

- (1) 運河ルネサンス計画に関する当該登録協議会の合意形成の書類
- (2) 住民等に対する説明状況報告書(第4号様式)
- (3) 運河ルネサンス基本計画に対する関係区の長等の意見書

(日本工業規格 A列4番)

第4号様式

住民等に対する説明状況報告書

運河ルネサンスガイドライン実施細目 第9
第10 の規定により、住民等に対する説明の状況を下記のとおり報告します。

年　月　日

東京都 港湾局長 殿

報告者 住所

氏名

電話 ()

〔協議会にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕

記

1 住民等に対する説明を行った内容（どちらかに○をつけて下さい）

- (1) 運河ルネサンス基本計画
- (2) 水域占用許可申請に係わる事業計画

2 住民等に対する説明の状況

- (1) 説明会を開催した場合の開催状況

開 催 年 月 日	年　月　日		
開催の通知等を行い、説明会への参加を周知した地区とその地区を設定した理由	開催対象地区 : 当該開催対象地区を設定した理由 :		
開催の周知方法			
参 加 人 数	人	意見陳述者数	人
陳述のあった意見の要旨			

- (2) 説明会以外の方法で周知した場合の方法

--

- 注 1 説明会の開催とそれ以外の方法による周知を併用した場合は(1)(2)の両方に記入してください。
2 上記表中に書ききれない場合は、別紙に記述して添付してください。
3 説明会等で配布した資料を添付してください。